

様式第4号（第6条関係）

つるぎ町本人通知制度事前登録（変更・廃止）申請書

年 月 日

つるぎ町長 様

つるぎ町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定により、事前登録内容の（ 変更・廃止 ）について次のとおり申請します。

事前登録者の氏名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
住 所	〒

○代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

該当する方にチェック✓を記入してください。（ 委任状 法定代理人 ）

代 理 人 氏 名	
代 理 人 住 所	
連 絡 先	— —

○事前登録の内容を変更します。

変更する項目にチェック✓を記入してください。

氏 名 住 所 本 籍 筆頭者 連絡先
その他（ ）

変 更 前	
変 更 後	

○事前登録の廃止を届け出ます。（チェック✓を記入してください。） 廃 止

申請時には次の書類を提出し、又は提示してください。

※窓口に来た方が本人であることを確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）。

郵送の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

※代理人による申込みの場合は、委任状が必要です。

ただし、未成年の方の申請で、親権者などが代理で申請する場合は不要です。

※法定代理人（親権者含む）による申請の場合は、関係が分かる戸籍が必要です。

ただし、本籍地がつるぎ町である場合は、省略することができます。

次の欄は記入しないでください。

受付者	入力者	本人等の確認		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険証	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

つるぎ町住民票の写し等の本人通知制度事前登録（変更・廃止）について

1. この申請書は、つるぎ町本人通知制度に事前登録された方について登録内容に変更があったとき、又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
2. この申請書を提出しようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理による申請をすることができます。
3. 次のいずれかに該当する場合には、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により申請することができます。
 - (1) 事前登録を受けようとする方が、疾病その他やむを得ない理由等により、直接申込みをすることができないとき
 - (2) 他の市町村区に居住しているとき
4. この申請書により事前登録を廃止した場合において、申請日の前日までにつるぎ町住民票の写し等の交付通知書（以下「通知書」という。）を発送すべき事案があるときは、申請日以降であっても通知書を送付します。